

鳥取県介護保険事業者における事故発生時の報告要領

令和7年4月1日適用

1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

介護保険事業者（地域密着型サービスを含む。以下、「各事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告対象

各事業者は、サービス提供により次に掲げる事故等が発生した場合に、県に対して報告を行うこと。なお、以下のことに留意すること。

(1) 死亡に至った事故

(2) 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合

(3) その他、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故、個人情報の漏えい（疑い含む）等が発生した場合

※「サービス提供」には送迎・通院等の間の事故も含む。また、在宅の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービス提供中」に含まれるものとする。

※事業者側の過失の有無は問わない。

※利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経て死亡した場合は、事業者は速やかに、連絡もしくは報告書を再提出すること。

3 報告内容（様式）

別紙様式「事故報告書」

※事故報告の提出は、原則、電子メールによりエクセルファイル形式で提出すること。

※個人情報の漏えい事故の場合も、同様式を使用すること。

※保険者への報告様式に、県が求める報告内容全てが含まれている場合は、保険者への報告様式をもって県へ報告を行うことも可能とする。

4 報告期限

(1) 第1報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。

(2) その後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。

5 報告先

報告先は、次のとおりとする。その他、別紙「(参考) 介護事故等報告先一覧」を参照すること。

事業所 所在圏域	報告先	電話・ファクシミリ	メールアドレス
東部	県庁長寿社会課	電 話：0857(26)7175 ファクシミリ：0857(26)8168	choujyushakai@pref.tottori.lg.jp
中部	中部総合事務所 県民福祉局 福祉課	電 話：0858(23)3120 ファクシミリ：0858(23)4803	chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
西部	西部総合事務所 県民福祉局 福祉課	電 話：0859(31)9314 ファクシミリ：0859(31)9639	tottoriseibufkt@pref.tottori.lg.jp